

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公表番号】特表2002-541914(P2002-541914A)

【公表日】平成14年12月10日(2002.12.10)

【出願番号】特願2000-611853(P2000-611853)

【国際特許分類】

A 61 F 2/24 (2006.01)

【F I】

A 61 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月11日(2007.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】環状部形成プロステーシス(32A, 32C)であって、該プロステーシスは、複数の交連を有するリーフレットを有する天然の動脈心臓弁の拡張した環状部および洞の正常の外周を修復する際の、下部環状部形成の使用のためのプロステーシスであって、以下：

複数の軸方向に突出した脚部(38)を有する上縁(33a)であって、該脚部の各々は、該弁の交連の位置に対応し、そして該上縁のアーチ状の外周セグメント(40)によって実質的に相互接続され、従って該上縁が、一連の頂部および谷部を規定する、上縁；

該上縁の下にかつ実質的に隣接して配置され、該上縁の該頂部および谷部に適合するような形状である下縁(33b)であって、該上縁の該頂部および谷部より目立たない一連の頂部および谷部を規定する、下縁；および

該プロステーシスを被覆する可撓性の生体適合性材料(44)、
によって特徴付けられる、プロステーシス。

【請求項2】請求項1に記載のプロステーシス(32A)であって、以下：

前記上縁を形成する上部ワイアフォーム(35)；および

前記下縁を形成する下部ワイアフォーム、
を備える、プロステーシス。

【請求項3】請求項1に記載のプロステーシス(32A)であって、以下：

前記上部ワイアフォームおよび前記下部ワイアフォームが間隔をあけられ、そして可撓性の生体適合性材料被覆材(44)によってのみ接続される、プロステーシス。

【請求項4】前記上部ワイアフォームおよび前記下部ワイアフォームが、金属性である、請求項1に記載のプロステーシス(32A)。

【請求項5】前記上部ワイアフォームおよび前記下部ワイアフォームが、ニッケル-コバルト合金から形成される、請求項4に記載のプロステーシス(32A)。

【請求項6】前記上縁および前記下縁(33a、33b)が、縫合針によって穿通されるように適合された単一壁構造(32C)によって規定されている、請求項1に記載のプロステーシス。

【請求項7】前記単一壁構造が、該単一壁構造の表面の周りに配置された複数の縫合穴(66)を有する、請求項6に記載のプロステーシス。

【請求項8】前記単一壁構造(32C)が金属性である、請求項7に記載のプロステーシス。

【請求項 9】 前記単一壁構造(32C)がプラスチックである、請求項6に記載のプロステシス。

【請求項 10】 前記生体適合性材料が織布ポリエステルである、請求項1に記載のプロステシス。

【請求項 11】 大動脈壁と交差する複数のリーフレットおよび該リーフレット下の交連を有する天然の動脈心臓弁の拡張した環状部の正常の外周を修復するためのシステムであって、以下：

該心臓弁環状部の該正常の外周に適合するような大きさのアーチ状セグメントを有する可撓性部分、複数の軸方向に突出した脚部を含む係留部分であって、該脚部の各々が、各交連に適合するような大きさである、係留部分、および可撓性の生体適合性被覆材料、を備える下部環状部形成リングプロステシス、ならびに
該脚部の各々を適切な位置に縫合するための手段、
を備え；

ここで、該下部環状部形成プロステシスは、該弁の上から、該弁リーフレットの開放によって形成される開口部を通して挿入されるような構成であり；

そして、該環状部に隣接する該弁の下に、かつ、該脚部の各々が各交連に隣接して配置された該交連の下に配置されるような構成である、
システム。